



令和 5 年 度

業 務 概 要

香川県障害福祉相談所

目 次

第1 障害福祉相談所の概要

1 沿 革	1
2 組織及び職員配置状況	2
(1) 組 織	2
(2) 職員配置状況	2

第2 身体障害者更生相談所関係業務

1 業務の概要	3
2 相談判定状況等	4
(1) 相談・判定件数	4
(2) 相談・判定件数の年度別推移	4
(3) 補装具判定における来所・巡回相談の実施状況	6
(4) 補装具費支給要否判定状況	8
(5) 自立支援医療費（更生医療）の判定状況	11
(6) 身体障害者手帳の交付状況	13
3 地域リハビリテーション推進事業	16
4 研修会の開催状況	17
5 会議等への参加状況	17

第3 知的障害者更生相談所関係業務

1 業務の概要	18
2 相談判定状況等	18
(1) 相談・判定件数の年度別推移	18
(2) ケース会議	20
(3) 療育手帳の判定・交付状況（18歳以上）	20
<参考資料>療育手帳所持者数の年度別推移	21
3 会議等への参加状況	22

第4 児童相談所（障害児部門）関係業務

1 業務の概要	24
2 相談判定状況等	25
（1）相談受付の状況	25
（2）経路別相談受付の状況	25
（3）相談種別処理の状況	25
（4）調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の状況	26
（5）障害者入所施設利用に係る受給者証交付状況	27
（6）障害児入所施設別入所人員	27
（7）市町の依頼による意見書の交付	28
（8）療育手帳判定の際の情報の提供件数	28
（9）在宅重症心身障害児（者）訪問指導状況	28
（10）療育手帳の判定・交付状況（18歳未満）	29

第5 発達障害児（者）関係業務

1 業務の概要	32
2 相談判定状況等	32
（1）障害別相談状況	32
（2）年齢層別相談実人員の状況	33

第6 障害者差別解消関係業務

1 業務の概要	34
2 相談受付状況等	35
（1）障害者差別等に関する相談への対応状況等	35
（2）障害者差別解消法に関する研修等の講師派遣状況	35
（3）香川県障害者差別解消支援地域協議会等への出席	36
（4）香川県障害者相談等調整委員会への出席	36

第7 障害者権利擁護センター関係業務

1 業務の概要	37
2 相談受付状況等	38
（1）障害者虐待相談への対応状況等	38
（2）障害者虐待防止研修の講師派遣状況	38
（3）市町等関係機関との連携・協力状況	39

第8 行政機関等への援助

1 行政機関等への援助	40
2 研修会等の講師等	42
3 学生等の実習受け入れ	42

第9 その他の業務

1 業務の概要	43
2 実施状況等	43
(1) 集団指導実施状況	43
(2) 実地指導実施状況	43

第 1 障害福祉相談所の概要

障害福祉相談所は、「身体障害者更生相談所」、「知的障害者更生相談所」、「児童相談所の障害児部門」の機能を有するとともに、発達障害の相談、障害者差別解消に係る相談にも対応する機関である。また、障害者虐待防止法に基づく障害者権利擁護センターとして障害者虐待に関する相談や虐待防止のための普及啓発活動などを行っている。

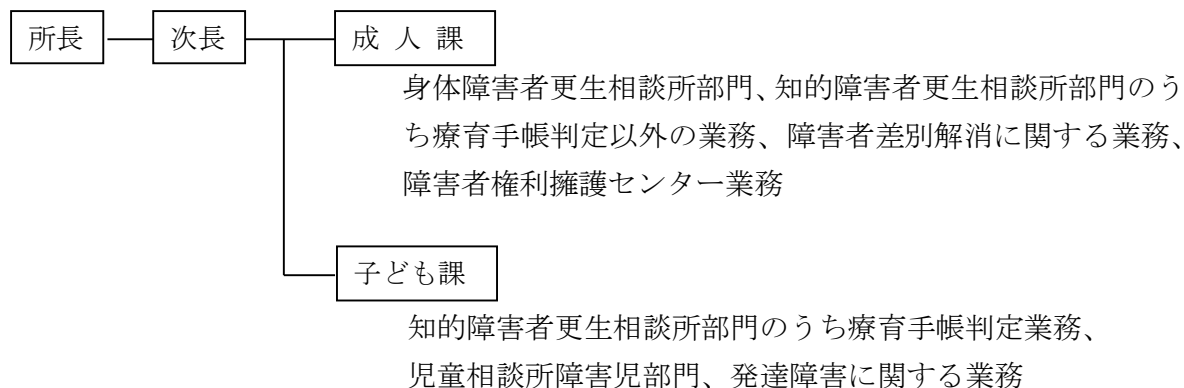
本業務概要は、それぞれの部門ごとに令和4年度の活動状況を取りまとめたものである。

1 沿革

年 月 日	経 過
昭和 23. 4. 1	児童相談所開設
26. 2. 26	身体障害者更生相談所・更生指導所設置
39. 4. 1	精神薄弱者更生相談所設置
61. 4. 1	身体障害者総合リハビリテーションセンターが設置され、身体障害者更生相談所を身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者更生相談所とする。更生指導所を廃止
平成 11. 4. 1	精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更
12. 4. 1	身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所をそれぞれ身体障害者相談所・知的障害者相談所に名称変更 児童相談所と女性相談センター(婦人相談所)を統合し、子ども女性相談センターとして発足
13. 4. 1	子ども女性相談センターに西部子ども相談センター(支所)を設置
18. 4. 1	身体障害者相談所・知的障害者相談所・子ども女性相談センターの障害児関係業務を統合し、障害福祉相談所を設置
22. 4. 1	身体障害者手帳交付事務を保健福祉事務所等から障害福祉相談所に移管
24. 10. 1	障害福祉相談所内に障害者虐待防止法に基づく県障害者権利擁護センターを設置
28. 4. 1	障害者差別解消法に関する相談業務を開始
30. 4. 1	香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例に基づく相談調整業務を開始

2 組織及び職員配置状況

(1) 組織



(2) 職員配置状況

(令和5年4月1日現在)

区分	事務	技 術					合計	備考
		社会福祉職	心理職	保育士	保健師	小計		
所 長	1						1	
次 長		1				1	1	成人課長兼務
課 長		1				1	1	
副 主 幹	1	3				3	4	
主 任	4	2	4		1	7	11	再任用3名含む 育休中1名含む
一般職員	1		1			1	2	育休中1名含む
会計年度 任用職員			1			1	1	フルタイム1名
合 計	7	7	6	0	1	14	21	

(非常勤医師)

令和5年4月1日現在

区分	整形外科	心臓血管 外科	腎臓・ 膠原病内科	肝臓内科	消化器・ 一般外科	免疫機能 障害	小計
併任医師	1	1	1	1	1	1	6
区分	整形外科	耳鼻咽喉科	眼科	精神科	脳神経外科		小計
嘱託医師	5	14	1	1	1		22
合 計							28

第 2 身体障害者更生相談所関係業務

1 業務の概要

身体障害者更生相談所関係では、県内の身体障害者の相談・判定の専門機関として位置づけられており、援護の実施機関である市町からの依頼に基づき、専門的相談・支援及び補装具、自立支援医療等について判定を行うとともに、施設利用に関する情報提供を行っている。また、平成 22 年度から、保健福祉事務所等から事務移管を受け、身体障害者手帳の交付事務を行っている。

(1) 専門的相談・支援

身体障害者の生活・職業・医療・補装具等の相談に応じている。市町での対応が困難なものについては、市町と連携を図りながら専門的支援を行っている。

なお、相談には、身体障害者福祉司をはじめ医師、保健師、心理判定員等が当たり、必要に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士の協力を得て、問題の適切な解決に努めている。

(2) 補装具費・自立支援医療費（更生医療）支給の要否判定

市町の判定依頼に基づき、身体障害者及び難病患者等に必要な補装具費支給の要否判定及び自立支援医療費（更生医療）支給の要否判定を行っている。補装具の処方及び適合判定は来所相談・巡回相談により、また、自立支援医療費支給の要否判定は書類判定により実施している。

なお、補装具費の支給申請者が重度の障害のある者または遠隔地に住む者等で来所困難な場合には、状況に応じて書類判定あるいは訪問審査を行っている。

(3) 身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法に基づき、障害が同法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳の交付を行っている。

なお、高松市居住者の身体障害者手帳関係業務は、高松市で行っている。

(4) 施設利用に関する情報提供

障害者支援施設等の利用希望者が障害福祉サービスの選択を円滑に行えるよう、毎月 1 日現在の障害者支援施設の在籍者数及び待機者数と障害福祉サービス事業所の在籍者数及び新規利用の可否を相談所のホームページで情報提供している。

(5) 地域リハビリテーションの推進

県民を対象に、難聴についての理解を深めるために、「耳の日記念講演会」を開催して地域リハビリテーションの推進に努めている。

2 相談判定状況等

(1) 相談・判定件数

令和5年度の相談・判定件数は表<1>のとおりで、相談・判定延件数は1,739件（相談件数11件、判定件数1,728件）、相談・判定実人員は1,737人である。相談内容別に見ると、補装具に関する相談・判定が1,032件（59.3%）で一番多く、次いで更生医療に関する相談・判定が698件（40.1%）となっている。補装具及び更生医療に関する相談・判定で全体の99.4%を占めている。

障害別の相談・判定件数をみると次のようになっている。

① 肢体不自由

肢体不自由の相談・判定件数は583件（相談件数3件、判定件数580件）である。相談・判定あわせて最も多かったのは補装具関係で580件（99.5%）である。

② 聴覚・平衡・音声言語・そしゃく機能障害

聴覚、平衡、音声言語、そしゃく機能障害の相談・判定件数は440件（相談件数2件、判定件数438件）である。職業相談1件と更生医療1件を除き、全て補装具に関するものであり、その内容は補聴器支給判定、補聴器の修理・使用操作に関する相談である。

③ 視覚障害

視覚障害に関する相談・判定件数は13件である。

④ 内部障害

内部障害の相談・判定件数は701件で、全て更生医療である。

(2) 相談・判定件数の年度別推移

相談・判定件数の年度別推移は表<2>のとおりであり、前年度に比し、件数で56件減少、実人員で2人増加している。

表< 1 > 相談・判定状況

令和 6年3月31日現在

表<1> 相談・判定状況

区分	相談・判定実人員	相談件数 (延件数)					判定件数 (延件数)					判定書交付数			
		更生医療 手帳	補装具	職業	生活 施設入所	その他	計	更生医療 適否	補装具 適否	技術的	心理		職能	その他	計
肢 体 不 自 由	巡回 来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	137	123
	来所 計	0	1	1	1	0	3	0	0	8	0	0	0	445	423
	計	583	0	1	1	0	3	0	0	8	0	0	0	582	546
聴 覚	巡回 来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	165	165
	来所 計	0	0	1	0	0	2	1	0	2	0	0	0	273	273
	計	440	0	1	0	0	2	1	0	435	0	0	0	438	438
平 衡	巡回 来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	来所 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音 声 言 語	巡回 来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	来所 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視 覚	巡回 来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	来所 計	13	0	1	0	1	2	0	0	8	0	0	0	11	11
	計	13	0	1	0	1	2	0	0	8	0	0	0	11	11
心 臓	巡回 来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	来所 計	322	0	0	1	0	2	320	0	0	0	0	0	320	320
	計	322	0	0	1	0	2	320	0	0	0	0	0	320	320
腎 臓	巡回 来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	来所 計	345	0	0	0	0	0	345	0	0	0	0	0	345	345
	計	345	0	0	0	0	0	345	0	0	0	0	0	345	345
肝 臓	巡回 来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	来所 計	15	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	15	15
	計	15	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	15	15
そ の 他	巡回 来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	来所 計	19	0	1	0	0	2	17	0	0	0	0	0	17	17
	計	19	0	1	0	0	2	17	0	0	0	0	0	17	17
計	巡回 来所	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	302	288
	来所 計	1,437	0	2	3	1	11	698	0	715	0	13	0	1,426	1,404
	計	1,737	0	2	3	1	11	698	0	1,017	0	13	0	1,728	1,692

表< 2 > 相談・判定件数の年度別推移

年度	実人員 (人)	更生 医療	手帳	補装具	職業	生活	施設	その他	相談・判定 延 件 数
元	1,944	893	1	1,142	3	4	8	5	2,056
2	1,763	843	1	993	3	8	4	4	1,856
3	1,986	882	1	1,107	1	6	1	3	2,001
4	1,735	796	3	986	0	4	2	4	1,795
5	1,737	698	2	1,032	2	3	1	1	1,739

(3) 補装具判定における来所・巡回相談の実施状況

令和5年度の来所・巡回相談の延べ実施回数は表<3>のとおり63回(来所相談35回、巡回相談28回)、利用人員は914人(来所相談610人、巡回相談304人)である。相談内容で見ると、肢体不自由が569人(62.3%)、補聴器が345人(37.7%)である。

また、補装具相談・判定人員は、表<4>のとおり1,030人(来所判定914人、書類判定113人、訪問審査3人)で、これを市町別に見ると、高松市が424人(41.2%)で最も多く、次いで丸亀市が145人(14.1%)となっている。

年齢別相談・判定人員は、表<5>のとおりである。

表< 3 > 来所・巡回相談の実施状況

場 所	実 施 日	受付時間	相 談・ 判定科目	実 施 回 数	利 用 人 員			
					肢 体 不 自 由	補 聴 器	計	
来 所 相 談	障害福祉相談所	毎月 第1火曜日	13:00~15:30	35	430	180	610	
		毎月 第2火曜日	13:30~15:30					肢体不自由
		毎月 第3火曜日	13:00~15:30					肢体不自由 補聴器
巡 回 相 談	中 讃	中讃保健福祉事務所	毎月 第1木曜日 (5月1月は第2木曜 日)	14:00~16:00	12	99	110	209
	西 讃	西讃保健福祉事務所	偶数月 第3木曜日	14:00~15:30	6	20	33	53
	東 讃	東讃保健福祉事務所	5・8・2月 第4木曜日 11月のみ肢体 第2木曜日、補 聴器第5木曜日	15:00~16:00	8	16	22	38
	小 豆 島	土庄町立中央公民館 小豆島町農村環境改 善センター	7・1月 第4火曜日	14:20~15:30	2	4	0	4
	巡 回 相 談 計				28	139	165	304
合 計				63	569	345	914	

表< 4 >市町別補装具相談・判定人員

区 市町名	来所判定						訪問 審査	書類 判定	計
	来 所 相 談	巡回相談							
		福中 社讚 事務保 所健	福西 社讚 事務保 所健	福東 社讚 事務保 所健	小 豆 島	小 計			
高松市	385	5	1	0	0	6		33	424
丸亀市	48	89	3	1	0	93		4	145
坂出市	24	32	0	0	0	32	1	3	60
善通寺市	6	18	0	0	0	18		2	26
観音寺市	14	5	29	0	0	34		2	50
さぬき市	26	0	0	14	0	14		3	43
東かがわ市	16	0	0	21	0	21		7	44
三豊市	14	19	20	0	0	39		2	55
土庄町	3	0	0	0	0	0	1	18	22
小豆島町	4	0	0	0	4	4	1	28	37
三木町	23	0	0	1	0	1		5	29
直島町	2	0	0	0	0	0		0	2
宇多津町	1	9	0	0	0	9		1	11
綾川町	28	1	0	0	0	1		3	32
琴平町	4	4	0	0	0	4		1	9
多度津町	5	14	0	0	0	14		1	20
まんのう町	7	13	0	1	0	14		0	21
県外	0	0	0	0	0	0		0	0
計	610	209	53	38	4	304	3	113	1,030

表＜ 5 ＞年齢別補装具相談・判定人員

区 年 齢	来 所 判 定				訪 問 審 査	書 類 判 定			計
	来所相談		巡回相談			肢 体 不 自 由	補 聴 器	視 覚	
	肢 体 不 自 由	補 聴 器	肢 体 不 自 由	補 聴 器					
～ 17歳	7					2	3	12	
18 ・ 19歳	8					1		9	
20歳～29歳	58	8	9	4		3	1	83	
30歳～39歳	54	4	19	1	1	3	1	4	87
40歳～49歳	59	15	21	4		3			102
50歳～59歳	85	15	26	8		1	1		136
60歳～64歳	37	8	5	6	1		1		58
65歳～69歳	37	6	8	6		1	3	1	62
70歳～79歳	65	30	38	41		1	21	2	198
80歳～	20	94	13	95	1	0	60	0	283
計	430	180	139	165	3	10	92	11	1,030

(4) 補装具費支給要否判定状況

補装具費支給の要否判定件数は表＜ 6 ＞のとおりで、障害別にみると次のようになっている。

① 肢体不自由

判定・適合判定件数は 546 件であり、種目別では、装具 169 件 (31.0%) と最も多く、次いで車椅子が 155 件 (28.3%)、座位保持装置 97 件 (17.8%)、義肢 87 件 (16.0%)、電動車椅子 29 件 (5.3%)、重度障害者用意思伝達装置 9 件 (1.6%) と続いている。車椅子は普通型が 96 件と多いが、リクライニングやティルト機能のあるもの、また片手駆動型など、障害者のニーズに応じたものを判定・処方している。装具は脳血管障害による片麻痺者等に対する短下肢装具の判定が最も多い。

処方した補装具については、適合判定を実施しており、業者指導も含め、肢体不自由者に最も適合する補装具が支給されるよう判定・処方に努めている。

② 聴覚障害

判定件数は435件であり、種目別で最も多いのは高度難聴用補聴器で286件(65.8%)、次いで重度難聴用補聴器が128件(29.4%)となっている。高度難聴用・重度難聴用ともにポケット型より耳掛け型が上回っている。

耳あな型補聴器については、希望者が増加しているものの支給基準が限定されているため、本年度は3件について支給が適当であると判定した。イヤモールドは普通の耳栓では対応できないと判定された場合に支給可としている。

新規にイヤモールドを必要とする場合に書類判定を行った件数は15件である。

③ 視覚障害

相談・判定件数は13件である。

表< 6 > 補装具費支給要否判定件数 (種目別)

種 目			件数	
肢体不自由	義肢	義手	殻構造	4
			骨格構造	0
		義足	殻構造	14
			骨格構造	57
			修理	12
		装具	上肢装具	
	下肢装具		139	
	靴型装具		16	
	体幹装具		0	
	座位保持装置		97	
	車椅子	普通型		96
		リクライニング式普通型		5
		ティルト式普通型		0
		リクライニング・ティルト式普通型		5
		片手駆動型		1
		手押し型		14
		リクライニング式手押し型		2
		ティルト式手押し型		4
		リクライニング・ティルト式手押し型		22
		その他		6
		電動車椅子	普通型	
	簡易型		16	
	リクライニング式普通型		4	
	電動リクライニング式普通型		0	
	電動リフト式普通型		0	
	電動ティルト式普通型		0	
電動リクライニング・ティルト式普通型			5	
その他			1	
重度障害者用意思伝達装置			9	
小 計			546	

種 目			件数
聴覚障害	補聴器	高度難聴用ポケット型	15
		高度難聴用耳かけ型	271
		重度難聴用ポケット型	7
		重度難聴用耳かけ型	121
		耳あな型	3
		デジタル補聴システム	3
		骨導式ポケット型	0
		骨導式眼鏡型	0
		イヤモールド	15
		小 計	
	視覚障害	遮光眼鏡	
弱視眼鏡		0	
その他		1	
小 計		8	
その他 (不適・技術的助言含む)			13
合 計			1,002

(5) 自立支援医療費（更生医療）の判定状況

令和5年度における更生医療の医学的判定件数は表<7>のとおり698件で、障害別に見ると、腎臓機能障害345件（49.4%）、心臓機能障害320件（45.8%）となっており、両障害で約9割以上を占めている。市町別件数は、表<8>のとおり高松市342件（48.9%）と約半数を占めている。

表<7>更生医療判定件数（年齢別）

障害名 年 齢	肢 体 不 自 由	聴 覚 平 衡 機 能 障 害	音 声 言 語 機 能 障 害	そ し ゃ く 機 能 障 害	視 覚 障 害	内 部 障 害					計	
						心 臓 機 能	腎 臓 機 能	肝 臓 機 能	小 腸 機 能	免 疫 機 能		
18 ・ 19 歳												
20 歳 ～ 29 歳								3			1	4
30 歳 ～ 39 歳								9	3		4	16
40 歳 ～ 49 歳							3	18	1		6	28
50 歳 ～ 59 歳							10	39	3		2	54
60 歳 ～ 64 歳							6	21	3		1	31
65 歳 ～ 69 歳		1					19	34	2		2	58
70 歳 ～ 79 歳							95	115			1	211
80 歳 ～ 89 歳							144	96	3			243
90 歳 ～							43	10				53
計		1					320	345	15		17	698

表< 8 >更生医療判定件数（市町別）

障害名 市町名	肢体 不 自 由	聴覚 平 衡 機 能 障 害	音 声 言 語 機 能 障 害	そ し ゃ く 機 能 障 害	視 覚 障 害	内 部 障 害					計
						心 臓 機 能	腎 臓 機 能	肝 臓 機 能	小 腸 機 能	免 疫 機 能	
高 松 市						200	136	1		5	342
丸 亀 市						12	30				42
坂 出 市						2	16				18
善 通 寺 市							12	2		1	15
観 音 寺 市						17	42	3		3	65
さ ぬ き 市						20	24	4		6	54
東 か が わ 市						19	3				22
三 豊 市		1				12	25	1			39
土 庄 町						8	4			2	14
小 豆 島 町						9	9	1			19
三 木 町						8	9				17
直 島 町											
宇 多 津 町							8				8
綾 川 町						11	9	2			22
琴 平 町							2				2
多 度 津 町						1	10	1			12
まんのう町						1	6				7
計						320	345	15		17	698

(6) 身体障害者手帳の交付状況（高松市居住者を除く）

令和5年度末における手帳所持者は表<9>および表<10>のとおりで22,063人である。

また、令和5年度における交付件数については表<11>のとおりで新規交付者は1,262人、再交付者は1,163人である。

表<9>身体障害者手帳所持者数（程度別・年齢別・障害別）

（令和6年3月31日現在）

程度	年齢	障害種別					合計
		視覚	聴覚	音声・言語	肢体不自由	内部	
1級	18歳未満	6	0	0	109	44	159
	18歳～64歳	104	21	1	823	831	1,780
	65歳以上	444	80	1	1,044	3,483	5,052
	計	554	101	2	1,976	4,358	6,991
2級	18歳未満	2	14	0	29	1	46
	18歳～64歳	82	112	3	586	24	807
	65歳以上	358	253	6	1,239	38	1,894
	計	442	379	9	1,854	63	2,747
3級	18歳未満	1	8	0	14	8	31
	18歳～64歳	16	49	25	390	174	654
	65歳以上	77	240	102	1,470	963	2,852
	計	94	297	127	1,874	1,145	3,537
4級	18歳未満	2	2	2	9	3	18
	18歳～64歳	19	51	65	498	342	975
	65歳以上	84	486	45	2,585	1,854	5,054
	計	105	539	112	3,092	2,199	6,047
5級	18歳未満	1	0	0	7	0	8
	18歳～64歳	48	0	0	259	0	307
	65歳以上	101	5	0	761	0	867
	計	150	5	0	1,027	0	1,182
6級	18歳未満	0	12	0	4	0	16
	18歳～64歳	23	71	0	188	0	282
	65歳以上	71	804	0	386	0	1,261
	計	94	887	0	578	0	1,559
合計	18歳未満	12	36	2	172	56	278
	18歳～64歳	292	304	94	2,744	1,371	4,805
	65歳以上	1,135	1,868	154	7,485	6,338	16,980
	計	1,439	2,208	250	10,401	7,765	22,063

表＜ 1 0 ＞身体障害者手帳所持者数（市町別・年齢別・障害別）

令和6年3月31日現在

市町名	年齢	障害種別					合計
		視覚	聴覚	音声・言語	肢体不自由	内部	
高松市	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18歳以上65歳未満	0	0	0	0	0	0
	65歳以上	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
丸亀市	18歳未満	3	9	0	44	9	65
	18歳以上65歳未満	67	63	21	571	316	1,038
	65歳以上	213	393	25	1,275	1,088	2,994
	計	283	465	46	1,890	1,413	4,097
坂出市	18歳未満	1	1	0	10	4	16
	18歳以上65歳未満	26	23	5	255	113	422
	65歳以上	122	169	14	711	535	1,551
	計	149	193	19	976	652	1,989
善通寺市	18歳未満	1	6	0	14	5	26
	18歳以上65歳未満	21	10	1	164	61	257
	65歳以上	71	88	4	424	316	903
	計	93	104	5	602	382	1,186
観音寺市	18歳未満	1	5	1	19	3	29
	18歳以上65歳未満	29	39	14	318	176	576
	65歳以上	122	174	13	760	729	1,798
	計	152	218	28	1,097	908	2,403
さぬき市	18歳未満	0	0	1	9	3	13
	18歳以上65歳未満	26	19	13	238	117	413
	65歳以上	133	136	12	803	582	1,666
	計	159	155	26	1,050	702	2,092
東かがわ市	18歳未満	0	2	0	6	3	11
	18歳以上65歳未満	17	28	6	128	67	246
	65歳以上	74	135	13	447	457	1,126
	計	91	165	19	581	527	1,383
三豊市	18歳未満	2	2	0	17	11	32
	18歳以上65歳未満	31	34	10	312	164	551
	65歳以上	99	203	24	910	768	2,004
	計	132	239	34	1,239	943	2,587

土庄町	18歳未満	0	0	0	7	1	8
	18歳以上65歳未満	8	7	3	70	35	123
	65歳以上	31	72	5	257	198	563
	計	39	79	8	334	234	694
小豆島町	18歳未満	0	1	0	3	3	7
	18歳以上65歳未満	9	5	3	65	37	119
	65歳以上	30	100	5	260	190	585
	計	39	106	8	328	230	711
三木町	18歳未満	1	5	0	14	3	23
	18歳以上65歳未満	14	12	3	163	77	269
	65歳以上	49	70	6	365	334	824
	計	64	87	9	542	414	1,116
直島町	18歳未満	0	0	0	1	0	1
	18歳以上65歳未満	0	4	0	15	12	31
	65歳以上	1	6	3	48	29	87
	計	1	10	3	64	41	119
宇多津町	18歳未満	2	0	0	5	2	9
	18歳以上65歳未満	13	15	3	94	42	167
	65歳以上	34	38	0	132	141	345
	計	49	53	3	231	185	521
綾川町	18歳未満	0	3	0	8	6	17
	18歳以上65歳未満	10	19	2	108	51	190
	65歳以上	51	103	11	370	335	870
	計	61	125	13	486	392	1,077
琴平町	18歳未満	0	0	0	4	0	4
	18歳以上65歳未満	2	7	2	40	23	74
	65歳以上	20	38	6	120	134	318
	計	22	45	8	164	157	396
多度津町	18歳未満	1	1	0	6	3	11
	18歳以上65歳未満	12	10	4	106	40	172
	65歳以上	40	52	8	286	245	631
	計	53	63	12	398	288	814
まんのう町	18歳未満	0	1	0	5	0	6
	18歳以上65歳未満	7	9	4	97	40	157
	65歳以上	45	91	5	317	257	715
	計	52	101	9	419	297	878
合計	18歳未満	12	36	2	172	56	278
	18歳以上65歳未満	292	304	94	2,744	1,371	4,805
	65歳以上	1,135	1,868	154	7,485	6,338	16,980
	計	1,439	2,208	250	10,401	7,765	22,063

表< 1 1 >身体障害者手帳の交付件数

障害種別	年齢別	新規交付							再交付	合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	小計		
視覚障害	18歳未満			1				1	1	2
	18歳以上	12	35	5	7	10		69	68	137
	計	12	35	6	7	10		70	69	139
聴覚・平衡	18歳未満						3	3	7	10
	18歳以上			12	66		125	203	107	310
	計			12	66		128	206	114	320
音声・言語・そしゃく	18歳未満								1	1
	18歳以上			13	3			16	8	24
	計			13	3			16	9	25
肢体不自由	18歳未満	7	3		1	2		13	25	38
	18歳以上	99	82	26	35	28	15	285	251	536
	計	106	85	26	36	30	15	298	276	574
内部障害	18歳未満	3		1				4	10	14
	18歳以上	379		54	235			668	685	1,353
	計	382		55	235			672	695	1,367
合計	18歳未満	10	3	2	1	2	3	21	44	65
	18歳以上	490	117	110	346	38	140	1,241	1,119	2,360
	計	500	120	112	347	40	143	1,262	1,163	2,425

3 地域リハビリテーション推進事業

(1) 「耳の日」記念講演会

聴覚障害者の地域リハビリテーションの一環として位置付け、当相談所も主催者の一員として平成4年度から毎年開催している。令和5年度は、以下のとおり開催し、地域住民の方々を中心に約130名の参加があった。

- ・開催日 令和6年3月3日（日） 13:00～16:00
- ・場 所 善通寺市民会館
- ・講 演
 - 1 聞こえの仕組みと難聴をきたす疾患について
香川大学医学部耳鼻咽喉科学教授 星川 広史
 - 2 後悔しない補聴器の買い方・使い方
いなもと耳鼻咽喉科院長 稲本 隆平
- ・主 催 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会香川県地方部会、香川県障害福祉相談所

4 研修会の開催状況

(1) 市町障害福祉事務担当者会

市町等の障害福祉事務担当者の障害福祉業務についての知識の向上と、適正な事務取扱いのため、毎年5月頃に担当者会を開催している。令和4年度は下記のとおり実施した。

- ・開催日 令和5年5月19日（金）
- ・場 所 かがわ総合リハビリテーション福祉センター研修室
- ・内 容 身体障害者手帳、療育手帳、補装具、自立支援医療等の事務取扱い
- ・参加者 市・町障害福祉担当者

5 会議等への参加状況

(1) 全国身体障害者更生相談所長協議会総会

全国身体障害者更生相談所長協議会は、全国の身体障害者更生相談所の相互の連絡を密にし、更生相談業務の発展に期することを目的とした組織で、毎年1回総会が開催されている。令和5年度の総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面開催となった。

・総会

- 開催日 令和5年7月7日（金）
- 場 所 オンライン開催
- 事務局 東京都心身障害者福祉センター（東京都）

(2) 中国・四国地区身体障害者更生相談所長協議会及び職員研究協議会（課長会議）

全国身体障害者更生相談所長協議会の地区協議会として、毎年開催されており、中国・四国地区の9県と2指定都市で、共通する課題について協議するとともに、業務に関する情報交換、研修協議等を行っている。令和5年度は広島市主催で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面開催となった。

- ・回答送付 令和5年11月28日（火）
- ・開催方法 書面開催

第 3 知的障害者更生相談所関係業務

1 業務の概要

知的障害者更生相談所は、県内の知的障害者の相談・判定の専門機関として位置づけられており、援護の実施機関である市町からの依頼に基づき、専門的助言・判定を行うとともに、療育手帳の判定・交付事務を行っている。また、施設利用に関する情報提供を行っている。

(1) 専門的相談・支援

知的障害者の自立と社会参加にかかわる生活、教育、職業、施設利用等の専門的支援を、市町や指定障害福祉サービス事業者、特別支援学校等との連携を図りながら行っている。

なお、専門的支援を行うために、知的障害者福祉司、心理判定員、精神科医（嘱託医）を配置している。

(2) 判定

市町が障害者の施設入所支援等の支給要否決定を行うに当たって心理学的判定が必要な場合は、市町からの依頼により、専門的な判定を行い、意見を述べている。

(3) 施設利用に関する情報提供

身体障害者と同様に、知的障害者についても、障害者支援施設と障害福祉サービス事業所の利用状況についての情報提供や、必要に応じて障害者支援施設利用の相談を行っている。

(4) 療育手帳の障害程度の判定及び交付

療育手帳申請者に対する新規判定（知的障害の有無及び障害程度についての判定）及び再判定（療育手帳の更新）並びに交付事務を行っている。

また、求めに応じて療育手帳判定の際の資料等の情報提供を行っている。

2 相談判定状況等

(1) 相談・判定件数の年度別推移

過去5年間の年度別相談・判定件数は表< 1 >のとおりである。令和5年度の相談判定取扱実人員は896人である。療育手帳判定については、令和2年度、令和3年度と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮して、書類判定を導入した。令和4年度は通常の判定面接を行い、一定の要件を満たす方に対し書類判定を実施した。そのため、令和元年と比較すると判定内容の心理学的判定は減少し、書類判定が含まれるその他の判定は増加している。

表< 1 >相談・判定件数の年度別推移

種別 年度	取扱 実 人員	相 談 内 容								判 定 内 容					判定書等交付件数				再 交 付 件 数	
		施 設	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医 学 的 判 定	心 理 学 的 判 定	職 能 的 判 定	そ の 他 の 判 定	計	障 害 程 度 区 分	療 育 手 帳	そ の 他	計		
元	来所	761	23	10	3	130	10	277	309	762	32	245		12	289		238	279	517	65
	巡回	221				2		221		223	3	220			223		220		220	
	計	982	23	10	3	132	10	498	309	985	35	465	0	12	512	0	458	279	737	65
2	来所	791	98	6	5	162	1	441	333	1,046	11	92		326	429		420	239	659	66
	巡回	65						65		65		65			65		65		65	
	計	856	98	6	5	162	1	506	333	1,111	11	157	0	326	494	0	485	239	724	66
3	来所	814	66	39	21	181	0	451	356	1,114	14	84		345	443		431	223	654	67
	巡回	69						69		69		69			69		69		69	
	計	883	66	39	21	181	0	520	356	1,183	14	153	0	345	512	0	500	223	723	67
4	来所	741	29	8	6	138	2	420	330	933	7	136		275	418		411	240	651	46
	巡回	85		1				85		86		83		2	85		85		85	
	計	826	29	9	6	138	2	505	330	1,019	7	219	0	277	503	0	496	240	736	46
5	来所	811	29	7	6	139	2	438	382	1,003	9	132		295	436		426	292	718	68
	巡回	85						85		85		85		1	86		83		83	
	計	896	29	7	6	139	2	523	382	1,088	9	217	0	296	522	0	509	292	801	68

(注)

- ① 相談内容「その他」には、当事者を含め、病院・市町・相談支援専門員等とのケース検討、また、検査結果についての証明や情報提供の相談を含む。
- ② 判定内容「その他の判定」には、在宅重症心身障害者訪問事業の対象者、県外施設利用者等に対し文書による判定を行った場合、県外からの転入者に対し判定資料を取り寄せて判定した場合等の書類判定を含む。
- ③ 判定書等交付件数「障害程度区分」は、市町が支給決定を行う上で必要な専門的判定や意見を求めてきた場合に交付した意見書の件数である。
- ④ 判定書等交付件数「療育手帳」には、非該当の件数と他県からの依頼による判定件数を含む。
- ⑤ 判定書等交付件数「その他」には、転出者に対する県外市町からの照会への回答、検査結果等についての当事者及び保護者への各種証明、病院・公共職業安定所・社会保険事務所等への情報提供としての交付を含む。

(2) ケース会議

触法障害者等支援が困難なケースや特別支援学校卒業後の進路決定に関して地域の関係者や関係機関を交えて開催される「ケース会議」に積極的に参加し、専門的助言を行った。

ケース会議実施状況（地域自立支援協議会での事例検討は含まない）

回数	19回
内容	施設・職業・経済・生活等に関する問題への支援について

(3) 療育手帳の判定・交付状況（18歳以上）

18歳以上の者に対する療育手帳の新規交付件数は表<2>のとおり50件で、そのうち障害の程度B（軽度）が36件で72.0%を占めている。非該当となった件数を合わせると53件の新規判定を行った。再判定件数は表<3>のとおり487件で、非該当は3件であった。

令和5年度末現在における療育手帳所持者（知的障害者）は表<4>のとおり6,399人で、内訳は、障害の程度⑥（中度）が1,658人（25.9%）、B（軽度）が2,308人（36.1%）となっており、手帳所持者のうち中・軽度の者が全体の約6割を占めている。市町別に見ると、高松市が2,564人（40.1%）で一番多く、次いで丸亀市776人（12.1%）、三豊市462人（7.2%）、観音寺市410人（6.4%）となっている。

表<2>療育手帳新規判定・交付件数（障害の程度別、市町別）

区分	市町名	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	計
		④	A	⑤	B	計	非該当												
障害の程度	④	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	A	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4
	⑤	2	3	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	9
	B	13	11	1	2	2	1	1	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	36
計		16	15	1	3	2	1	2	5	0	0	1	0	1	0	0	3	0	50
非該当		1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

表<3>療育手帳再判定件数 (障害の程度別、市町別)

市町名		高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	計
障害の程度	㉠	12	3	1	1	3	0	0	3	0	1	1	0	0	1	0	1	0	27
	A	26	4	2	0	3	2	1	4	0	2	0	0	2	0	0	1	1	48
	㉡	55	23	8	6	11	8	8	6	2	1	1	0	1	5	0	2	3	140
	B	122	27	13	8	21	10	6	16	3	5	7	0	6	9	4	5	7	269
	非該当	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計		217	58	24	15	38	20	15	29	5	9	9	0	9	15	4	9	11	487

表<4>療育手帳所持者数 (障害の程度別、市町別) (令和6年3月31日現在)

市町名		高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	計
障害の程度	㉠	469	144	75	42	69	58	35	77	25	23	28	5	14	27	17	28	25	1161
	A	508	146	69	44	77	92	42	85	28	28	33	5	12	26	11	33	33	1272
	㉡	621	216	88	54	96	121	66	120	46	28	47	5	25	35	15	35	40	1658
	B	966	270	107	86	168	101	73	180	30	30	60	5	52	58	28	57	37	2308
計		2564	776	339	226	410	372	216	462	129	109	168	20	103	146	71	153	135	6399

<参考資料>

療育手帳所持者数(18歳未満を含む)の年度別推移

令和5年度末現在の県内の療育手帳所持者数は表<5>のとおり 8,272人で、県人口(919,513人：令和6年4月1日現在推計人口)に対する割合は0.9%である。

療育手帳の所持者は、年々増加している。障害の程度別に見ると、障害の程度B(軽度)の所持者が年々増えており、令和5年度末の所持者は3,256人で、平成30年度に比べ576人(18.0%)の増加となっている。障害程度の軽い人が、様々な福祉サービス等を積極的に利用するため、療育手帳の所持を希望するようになってきた結果と考えられる。

表< 5 >療育手帳所持者数の年度別推移（18歳未満を含む）（各年度末現在）

区 分 \ 年 度		元	2	3	4	5
①	18歳未満	250	224	214	232	255
	18歳～64歳	1,080	1,086	1,082	1,078	1,071
	65歳以上	93	98	97	90	90
	計	1,423	1,408	1,393	1,400	1,416
A	18歳未満	294	293	288	286	285
	18歳～64歳	1,028	1,042	1,050	1,060	1,073
	65歳以上	228	230	223	211	199
	計	1,550	1,565	1,561	1,557	1,557
②	18歳未満	368	370	366	360	385
	18歳～64歳	1,324	1,321	1,311	1,324	1,329
	65歳以上	340	356	342	330	329
	計	2,032	2,047	2,019	2,014	2,043
B	18歳未満	886	922	943	914	948
	18歳～64歳	1,863	1,962	2,043	2,138	2,202
	65歳以上	83	94	108	110	106
	計	2,832	2,978	3,094	3,162	3,256
合 計	18歳未満	1,798	1,809	1,811	1,792	1,873
	18歳～64歳	5,295	5,411	5,486	5,600	5,675
	65歳以上	744	778	770	741	724
	計	7,837	7,998	8,067	8,133	8,272

3 会議等への参加状況

(1) 全国知的障害者更生相談所長協議会総会・幹事会

全国知的障害者更生相談所長協議会は、全国の知的障害者更生相談所の相互の連絡を密にし、更生相談業務の発展に期することを目的とした組織で、毎年1回総会が開催されている。令和5年度の総会は、オンライン開催となった。また、第1回幹事会及び第2回幹事会についてもオンライン開催となった。

- ・総会及び第1回幹事会

開催日 令和5年7月7日(金) オンライン開催

- ・第2回幹事会

開催日 令和6年2月2日(金) オンライン開催

(2) 中国・四国地区知的障害者更生相談所長協議会及び職員研究協議会（課長会議）

全国知的障害者更生相談所長協議会の地区協議会として、毎年開催されており、中国・四国地区の 9 県と 2 指定都市で、共通する課題について協議するとともに、業務に関する情報交換、研修協議等を行っている。令和 5 年度は広島市が開催県であったが、オンライン開催となった。

- ・開催日 令和 5 年 10 月 27 日(金) オンライン開催

第4 児童相談所（障害児部門）関係業務

1 業務の概要

障害福祉相談所は、児童相談所の障害児部門を担当し、児童の障害に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談への対応や、医学的、心理学的、教育学的及び行動上の診断を行い、それに基づいた判定と必要な指導を行っている。また、療育手帳の判定と交付事務、障害児入所給付費・障害児入所医療費の支給決定と支払いに関する業務も行っている。

なお、虐待等による措置や一時保護に関する事項については、児童相談所である子ども女性相談センター及び西部子ども相談センターが対応している。

(1) 相談の受付と対応

相談は、原則として予約制とし、相談内容により、心理職あるいは福祉職が対応している。医学的判定を要する場合は、嘱託医師が対応している。

(2) 障害児入所施設の利用に関する事務

障害児入所施設の利用契約にかかる支給決定の上、障害児入所受給者証及び障害児入所医療受給者証の交付を行っている。

加えて、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支払い事務を行っている。

(3) 市町の依頼による意見書の交付

障害者総合支援法（第22条第2項）に係る支給要否決定の意見書、児童福祉法（第21条5の7第2項）にかかる通所支給要否決定の意見書を市町の求めに応じて交付している。児童福祉法（第63条の2又は3）に係る意見書は、市町から依頼に応じ、調査等を実施した後、児童相談所長は、障害福祉相談所の意見に基づき、市町に意見書を通知している。

(4) 在宅重症心身障害児(者)訪問指導

在宅重症心身障害児(者)の家庭に、嘱託医師、保健師及び福祉職が、地域の福祉担当者や保健師の協力を得て巡回訪問し、医師の診察や医学・療育上の指導を行っている。

(5) 療育手帳の判定と再判定

療育手帳申請者に対する新規判定（知的障害の有無及び障害程度についての判定）及び再判定（療育手帳の更新）並びに交付事務を行っている。療育手帳の判定は予約制とし、適宜、巡回判定も実施している。

また、求めに応じて療育手帳判定の際の資料等の情報提供を行っている。

2 相談判定状況等

(1) 相談受付の状況

相談受付件数は表<1>のとおり 1,147 件であり、知的障害相談が 1,077 件 (93.9%) で一番多く、次いで重症心身障害相談が 50 件 (4.4%) となっている。

表<1>相談種別受付件数

種別 性別	障害相談						育成相談				そ の 他	計
	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	性 格 行 動	適 性	育 児 ・ し っ け	不 登 校		
計	14	0	0	50	1,077	1	0	0	0	0	5	1,147

(2) 経路別相談受付の状況

経路別の受付状況は表<2>のとおりである。家族・親戚からの相談が 739 件 (64.4%) と多いのは、療育手帳再判定と施設利用に係る相談等によるものである。

表<2>経路別相談受付の状況

経路 性別	県市町			児 童 福 祉 施 設 等	セ ン タ ー 支 援	医 療 機 関	学 校	家 族 ・ 親 戚	そ の 他	計
	児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	そ の 他							
女		107	16		1			242		366
男		239	41	1		2		497	1	781
計	0	346	57	1	1	2	0	739	1	1,147

(3) 相談種別処理の状況

種別については表<3>のとおりである。処理件数の傾向は、相談受付件数の傾向と同様であり、知的障害相談は療育手帳に関するもの、重症心身障害相談は施設利用に関するものが多い。

表< 3 >相談種別処理件数

処 理 相談種別		面接指導			利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関幹 旋			
養 護 相 談							0
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談				13	1	14
	視 聴 覚 障 害 相 談						0
	言 語 発 達 障 害 等 相 談						0
	重 症 心 身 障 害 相 談	5			41	4	50
	知 的 障 害 相 談	1,016	1		19	2	1,038
	発 達 障 害 相 談	1					1
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談						0
	適 性 相 談						0
	育 児 ・ し つ け 相 談						0
	不 登 校 相 談						0
そ の 他 の 相 談		1		4			5
計		1,023	1	4	73	7	1,108

(4) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の状況

調査・診断等の状況は表< 4 >のとおりである。調査・社会診断指導の「その他」は、主として入所給付費支給決定に係る調査・調整等である。心理診断指導は、療育手帳判定がその多くを占める。

心理療法・カウンセリング等のうち「児童福祉司等」として挙げている件数には、ケース会の開催及び参加も含めている。

表< 4 > 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等件数

区分 対象者	指 調 査・ 社会診 断 指導	医 学 的 診 察 ・ 指 導	心理診断指導					そ の 他 の 診 断 指 導	心理療法・カウンセリング等			
			知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	指 導 面 接 ・ 観 察 ・		医 師	心 理 判 定 員 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員
児 童	25	1	839	971		3	882			17	51	
保護者	229	1					912			4	142	
その他	485						29				192	
計	739	2	839	971	0	3	1,823	0	0	21	385	0

(5) 障害児入所施設利用に係る受給者証交付状況

障害児入所施設利用に係る受給者証交付件数は表< 5 >のとおりである。

表< 5 > 障害児入所施設利用に係る受給者証交付件数（変更・再交付も含む）

（令和6年3月31日現在）

種別	利用施設数	件数
福祉型障害児入所施設	3	21
医療型障害児入所施設	2	18
指定発達支援医療機関	1	31
計	6	70

(6) 障害児入所施設別入所人員

障害児入所施設別・入所人員については表< 6 >のとおりである。令和5年度末現在の障害児入所施設利用人員数は76名である。そのうち措置により入所している児童数は29名で、措置率は38.2%となっている。

表< 6 > 障害児入所施設別人員数

(令和6年3月31日現在)

種別	施設名	契約人員	措置人員	計
福祉型障害児入所施設	川部みどり園	3	19	22
	白鳥園	11	4	15
	ばんそうS&S児童部 (徳島県)	0	0	0
	未来 (徳島県)	0	0	0
	池田学園 (徳島県)	1	1	2
医療型障害児入所施設	かがわ総合リハビリテーションこども支援施設	6	5	11
	福岡県こども療育センター新光園	1	0	1
指定発達支援医療機関	四国こどもとおとなの医療センター	25	0	25
	東徳島医療センター (徳島県)	0	0	0
計		47	29	76

(7) 市町の依頼による意見書の交付

市町から、児童福祉法第63条の2又は3における児童の障害福祉サービス利用に係る意見書の依頼件数は5件であった。

(8) 療育手帳判定の際の情報の提供件数

本人または保護者等からの依頼に基づき、知能検査等の結果を情報提供した。提供件数は959件である。

(9) 在宅重症心身障害児(者)訪問指導状況

在宅重症心身障害児(者)訪問指導件数は表< 7 >のとおりである。対象者の入院、施設入所等により今年度の対象は6件となり、実施は5件であった。(内1件は希望無)対象者の年齢は40歳を超え保護者も高齢となっている。保護者の養育が困難になった時の問題等も含め関係機関と情報を共有し訪問指導を行った。

地域での支援の一環として、中讃西部地域自立支援協議会在宅重度心身障害児(者)ワーキンググループを開催していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の関係で令和3年度以降開催されていない。

表<7>在宅重症心身障害児(者)訪問指導件数

市町名 区分		高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町	宇多津町	琴平町	多度津町	まんのう町	合計	
		前年度継続件数	1			2		1				1								1
新規件数																				
指導対象件数		1			2		1			1									1	6
訪問指導件数	0歳～6歳																			
	学齢児																			
	15歳～18歳未満																			
	18歳～40歳未満																			
	40歳以上	1			2		1												1	5
	計	1			2		1												1	5
電話(来所)相談										1										1
終結件数	施設入所																			
	死亡																			
	その他									1										
	計									1										1
次年度継続件数		1			2		1												1	5

*嘱託医による訪問指導回数:4回 件数:5件

(10)療育手帳の判定・交付状況(18歳未満)

18歳未満の児童に対する療育手帳の新規交付件数は表<8>のとおり289件である。そのうち障害の程度B(軽度)が192件で66.4%を占めている。非該当件数は67件である。

再判定件数は表<9>のとおり618件であり、そのうち32件が非該当である。

表<10>は療育手帳所持児童数(知的障害児数)である。人数は1,873人で、そのうち障害の程度B(軽度)が948人で51.0%を占めている。市町別に見ると、高松市が924人(49.3%)で最も多く、次いで丸亀市が233人(12.4%)となっている。

表<11>に療育手帳所持児童数の年度別推移を示す。近年B(軽度)の療育手帳を所持する児童が増加する傾向にある。

表< 8 >療育手帳新規判定・交付件数（障害の程度別、市町別）

市町名 区分		高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	計
		①	A	②	B	計	非該当												
障害の程度	①	8	4	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	17
	A	10	2	2	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	19
	②	30	13	3	3	1	2	0	2	0	1	1	0	1	0	0	2	2	61
	B	94	15	8	8	11	11	7	11	1	3	5	1	3	5	1	3	5	192
計		142	34	13	12	13	16	7	15	1	4	6	1	4	5	1	8	7	289
非該当		38	4	2	6	2	0	1	2	2	0	1	0	4	3	0	1	1	67

表< 9 >療育手帳再判定件数（障害の程度別、市町別）

市町名 区分		高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	計
		①	A	②	B	非該当	計												
障害の程度	①	32	11	3	1	2	2	3	8	1	0	1	0	2	2	0	0	2	70
	A	59	15	6	4	5	6	2	8	0	0	2	0	1	5	1	1	1	116
	②	63	16	10	8	7	4	2	7	0	1	0	0	4	1	1	2	3	129
	B	135	34	21	19	8	4	2	14	2	3	9	0	6	4	2	3	5	271
	非該当	15	3	1	2	5	1	0	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	32
計		304	79	41	34	27	17	9	40	3	4	14	0	13	12	4	6	11	618

表<10>療育手帳所持児童数（障害の程度別、市町別）（令和6年3月31日現在）

市町名 区分		高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	宇多津町	綾川町	琴平町	多度津町	まんのう町	計
		①	A	②	B	計													
障害の程度	①	116	37	8	13	18	5	7	17	1	3	8	1	5	5	2	6	3	255
	A	145	37	13	9	8	11	7	19	3	3	9	0	3	8	2	4	4	285
	②	195	51	19	13	18	13	5	21	1	4	11	0	8	5	3	6	12	385
	B	468	108	49	46	35	36	22	52	9	11	26	1	17	30	6	16	16	948
計		924	233	89	81	79	65	41	109	14	21	54	2	33	48	13	32	35	1873

表<11>療育手帳所持児童数の年度別推移（各年度末）

年度	障害の程度				計
	①	A	②	B	
元	250	294	368	886	1,798
2	224	293	370	922	1,809
3	214	288	366	943	1,811
4	232	286	360	914	1,792
5	255	285	385	948	1,873

第5 発達障害児（者）関係業務

1 業務の概要

障害福祉相談所は、発達障害が疑われる児（者）の初期相談、関係機関への紹介等に関する業務を所管している。また、嘱託医相談を実施している。

発達障害が疑われる相談については、電話で現在の状況や医療的なケア、就労支援等の相談ニーズを聞き取り、発達障害児（者）として継続的な支援が必要であると判断した場合、適切な専門的サービスに繋がるよう関係機関を紹介している。

発達障害者支援法に基づき、本県は平成19年4月に発達障害者支援センターとして「アルプスカがわ」を指定した。初期相談の中で継続的な支援が必要と判断された場合には、「アルプスカがわ」や地域の療育機関等を紹介している。

2 相談判定状況等

(1) 障害別相談状況

過去5年間の推移は表<1>のとおりである。

令和元年度までは、必要に応じて行動観察や各種心理アセスメントを実施の上、助言指導や他機関紹介、嘱託医相談を実施した。令和2年度以降は業務を見直し、電話相談と嘱託医相談を実施している。表<1>の数値は、令和2年度以降については、嘱託医相談の件数である。

表<1> 障害種別相談人員数の年度別推移

障害種別	区分	実 人 員					延 人 員				
	年度	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
注意欠如 多動性障害		3					5				
自閉症スペクト ラム障害		17	4	4	2	1	18	4	4	2	1
学習障害											
言語											
知的		1					3				
その他		1		1	1		1		1	1	
計		22	4	5	3	1	27	4	5	3	1

(障害種別について)

- ・注意欠如多動性障害（ADHD）
授業中の離席等、行動上の問題についての相談。
- ・自閉症スペクトラム障害（ASD）
友達関係ができにくい、状況理解が悪い等。
- ・学習障害（LD）
学習障害と注意欠如多動性障害又は広汎性発達障害とが重複している場合は、注意欠如多動性障害又は広汎性発達障害の項目に計上している。
- ・言語
言語発達上の問題が認められるが知的障害には該当しない場合と、低年齢のため発達障害が疑われるものの診断では確定しない場合に暫定的に「言語」と分類している。
- ・知的
発達障害の疑い等を主訴に来所したが、判定の結果、知的障害を主に考慮すべき場合。
- ・その他
上記の障害種別分類に該当しない場合。

(2) 年齢層別相談実人員の状況

年齢層別相談実人員数は表<2>のとおりである。

幼児、小学生は、医療機関から嘱託医の専門的な助言を求めて来談するケースが多い。

表<2>年齢層別相談実人員数の年度別推移

年齢層別 \ 年度	元	2	3	4	5
幼児	7	2		1	1
小学生	11	2	5	2	
中高生	2				
18歳以上	2				
計	22	4	5	3	1

第 6 障害者差別解消関係業務

1 業務の概要

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成 28 年 4 月 1 日に施行された。この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害福祉相談所においても平成 28 年 4 月 1 日に相談窓口を開設し、障害を理由とする差別にかかわる相談に対して助言等を行った。

また、平成 29 年 10 月には「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」（通称「さべかい・ともいき条例」）が成立し、平成 30 年 4 月 1 日に施行されたため、業務マニュアルに従い相談調整等の業務を行った。

（1）障害者差別に関する相談もしくは届出の受付・調査・調整

県民等から障害者差別に関する相談や届出を受け、その内容により差別を受けたとされる状況や当該事業所等の調査を行った。また、その内容を相談者にフィードバックした。

令和 5 年度は、6 件の相談を受け、調査・調整を行った。〈表 1 のとおり〉

（2）障害者差別の解消に関する広報・啓発活動

障害者差別解消法に関して、研修会の講師を務め、リーフレットを配布するなど、広報・啓発活動を行った。〈講師派遣状況については表 2 のとおり〉

（3）障害者差別に関する関係機関の連携体制の構築

香川県障害者差別解消支援地域協議会に 1 回出席し、関係機関の連携強化や共通認識の醸成、課題の検討を行った。また、事例検討部会に 1 回出席し困難事例や広域的な事例の検討、事例分析による関係機関へのフィードバックを行った。〈表 3 のとおり〉

（4）市町や各圏域障害者差別解消支援地域協議会への支援

各圏域に設置されている差別解消支援地域協議会に出席し助言を行うとともに、市町が受付した差別解消事案について、情報提供や後方支援を行った。

令和 5 年度は、中讃東圏域、中讃西部地域、三観地域、小豆地域の差別解消支援地域協議会に出席した。

(5) その他障害者差別解消等のために必要な支援

香川県自立支援協議会権利擁護部会において、具体的事案を共有し、障害者差別の解消も含め、県下の権利擁護の体制について検討を行った。

2 相談受付状況等

(1) 障害者差別等に関する相談への対応状況等

令和5年度は6件の相談が寄せられた。相談の種類別件数は、表<1>のとおりである。

表<1>障害者差別等に関する相談の種類別件数

相談の種類	件数
行政	1
教育	1
雇用・就業	
公共交通関係	2
医療	1
福祉	
建物・住宅	
サービス	1
情報	-
計	6

(2) 障害者差別解消法に関する研修等の講師派遣状況

障害者差別解消法に関する知識の普及と啓発のため、職員を講師として派遣した。

表<2>障害者差別解消法に関する研修等の講師派遣状況

対象団体(人数)	回数
三観地域障害者差別解消支援地域協議会(20名)	1
計(20名)	1

(3) 香川県障害者差別解消支援地域協議会等への出席

香川県障害者差別解消支援地域協議会に出席し、関係機関の連携強化や共通認識の醸成、事例の検討等を行った。

表<3>香川県障害者差別解消支援地域協議会等への出席状況

対 象 協 議 会	回数
香川県障害者差別解消支援地域協議会	4
香川県障害者差別解消支援地域協議会事例検討部会	4
計	8

(4) 香川県障害者相談等調整委員会への出席

香川県障害者相談等調整委員会は該当する事例がなく開催されなかった。

第 7 障害者権利擁護センター関係業務

1 業務の概要

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)に基づき、平成 24 年 10 月 1 日、障害福祉相談所内に「香川県障害者権利擁護センター」が設置された。令和 5 年度は、同法第 36 条第 2 項に規定する以下の業務を行った。

(1) 夜間・休日の障害者虐待に関する通報もしくは届出への対応

迅速な対応で被虐待者の権利擁護に努めるため、県子ども女性相談センターの協力を得て、24 時間体制で通報や届出を受付けた。

(2) 市町等関係機関との虐待を受けた障害者及び養護者の支援のための情報提供、助言及び連絡調整等

市町等関係機関からの求めに応じて、障害者虐待対応に関する情報提供、助言及び連絡調整等を行った。

また、県内の関係機関を構成員とした「香川県障害者虐待防止連絡調整会議」のメンバーとして、関係機関と連携を図った。

<表 5 のとおり>

(3) 虐待を受けた障害者及び養護者の支援に関する相談、相談機関の紹介

虐待を受けた障害者や、養護者等からの相談に応じた。また、カウンセリング事業により、被虐待者の心のケアや、虐待者の支援を行う体制を継続して整備した。

(4) 障害者虐待の防止及び養護者の支援に関する情報の収集、分析、提供

学識経験者・司法関係者・福祉関係者等から構成されるチームを設置し、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の事例について分析・評価・検討を行った。

(5) 障害者虐待の防止及び養護者の支援に関する広報その他の啓発活動

関係機関等を対象とした障害者虐待防止研修の講師を務め、障害者虐待防止に関する知識の普及に努めた。<表 4 のとおり>

(6) その他障害者虐待の防止等のために必要な支援

香川県自立支援協議会権利擁護部会に委員として参加し、県下の障害者虐待防止のための体制づくりや、権利擁護の普及方法等について検討した。

2 相談受付状況等

(1) 障害者虐待相談への対応状況等

令和5年度は36件の相談が寄せられた。虐待者別対応状況は、表<1>～表<3>のとおりである。施設従事者等による虐待相談及び使用者による虐待相談については、市町と協力して対応した。

なお、虐待者の定義に該当しない虐待の相談が16件あった。

表<1>養護者による虐待相談

障害者権利擁護センターで直接相談を受付けた件数	3
市町受付後、市町より障害者権利擁護センターに相談のあった件数	0
計	3

表<2>施設従事者等による虐待相談

障害者権利擁護センターで直接相談を受付けた件数	12
市町受付後、市町より障害者権利擁護センターに相談のあった件数	5
計	17

表<3>使用者による虐待相談

障害者権利擁護センターで相談を受付けた件数	1
市町受付後、障害者権利擁護センターに通知のあった件数	3
香川労働局からの通報・情報提供のあった件数	12
計	16

(2) 障害者虐待防止研修の講師派遣状況

障害者虐待防止に関する知識の普及と啓発のため、職員を講師として派遣した。

表<4>障害者虐待防止研修の講師派遣状況

対象団体	回数
障害者(児)施設・事業所	7
資格研修会・協議会等	1
特別支援学校等	1
当事者会・保護者会等	0
計	9

(3) 市町等関係機関との連携・協力状況

市町の求めに応じて、障害者虐待に関する助言や情報提供、連絡調整、後方支援を行った。また、市町が主催する障害者虐待個別ケース会議に出席し、助言を行った。

表<5>障害者虐待調査・助言・後方支援の状況(重複有)

対 象	回数(人)
ケース本人への面接・訪問調査(人)	0 人
市町に対する助言・情報提供・後方支援(人)	3 人
個別ケース会議に出席 (回) (延べ)	0 回
福祉サービス事業所等への訪問・調査等(市町と合同を含む)(回)	8 回
計	11 (回・人)

第 8 行政機関等への援助

1 行政機関等への援助

関係行政機関の委員会・協議会の委員等として会議等に参加した。

(1) 発達障害等支援連絡会議

名称	主催者	開催年月日	相談所側出席者
市町等発達障害児・者支援関係職員連絡会	香川県障害福祉課	R5. 6. 21	心理判定員
観音寺市発達障害等支援連携会議代表者会議	観音寺市	R5. 6. 23	所長
観音寺市発達障害等支援連携会議実務者会議	観音寺市	R5. 9. 7	心理判定員
さぬき市発達障害等支援連携会議代表者会議	さぬき市	R5. 5. 19	所長
さぬき市発達障害等支援連携会議実務者会議	さぬき市	R5. 7. 6	心理判定員
三豊市発達障害等支援連携会議代表者会議	三豊市	R5. 5. 23	所長
三豊市発達障害等支援連携会議実務者会議	三豊市	R6. 1. 31	心理判定員

(2) 特別支援連携協議会

名称	主催者	開催年月日	相談所側出席者
特別支援教育地域連携推進委員会	香川県教育委員会	R5. 6. 21	心理判定員
高松地域特別支援連携協議会	香川県教育委員会	R6. 1. 17	心理判定員
小豆地域特別支援連携協議会	香川県教育委員会	R5. 10. 30	心理判定員
県・圏域関係機関連絡会議	アルプスかがわ	R6. 1. 30	心理判定員

(3) 就学指導委員会

名称	主催者	開催年月日	相談所側出席者
香川県教育支援委員会	香川県教育委員会	R6. 1. 18	心理判定員
高松市立幼稚園特別支援教育支援会	高松市教育委員会	R5. 11. 14 R5. 11. 17 R5. 11. 20	心理判定員
高松市就学指導委員会	高松市教育委員会	R5. 8. 30 R5. 9. 20 R5. 11. 8 R5. 12. 13 R6. 1. 31	心理判定員
さぬき市中心身障害児就学指導委員会	さぬき市教育委員会	R5. 10. 11	心理判定員
東かがわ市教育支援委員会	東かがわ市教育委員会	R5. 10. 25	心理判定員

(4) 進路相談会

名称	主催者	開催年月日	相談所側出席者
徳島県立池田支援学校進路相談会	池田支援学校	R5. 5. 24	ケースワーカー

(5) 高松市発達障がい者サポート事業

名称	主催者	開催年月日	相談所側出席者
高松市発達障がい者サポート委員会	高松市	R6. 2. 29	心理判定員

(6) 自立支援協議会

会議名	参加回数
香川県自立支援協議会	2
香川県自立支援協議会医療的ケア部会	2
大川圏域自立支援協議会	3
高松圏域自立支援協議会	2
中讃東圏域自立支援協議会	1
中讃西部地域自立支援協議会	5
三観地域自立支援協議会	2
小豆圏域自立支援協議会	1
計	18

(7) その他

会議名	参加回数
障害者就業・生活支援センター事業 オリーブ連絡会議	1
虐待対応委員会（香川県立中央病院）	2
計	3

2 研修会等の講師等

障害者虐待防止・障害者差別解消法関連の研修会は、前述のこと。

3 学生等の実習受け入れ

名称	開催年月日	講師
香川県庁インターンシップ	R5.8.25	職員
子ども女性相談センター学生実習	R5.8.29	次長 課長
新任社会福祉等職員研修	R5.9.8、R5.9.15	課長

第9 その他の業務

障害福祉相談所は「香川県社会福祉施設等指導監査要綱」に定めるとおり、障害福祉課が計画する障害者支援施設・障害福祉サービス事業所・児童福祉施設・障害児通所支援事業所（以下「障害者支援施設等」という。）への指導監査に協力を行っている。

1 業務の概要

障害者支援施設等の適切な施設運営や個別支援計画に基づいた利用者本位の適切な支援が行われるよう、一定の場所に集めて講習を行う（以下「集団指導」という。）とともに、対象となる障害者支援施設等の施設において実地で指導（以下「実地指導」という。）を行っている。

障害福祉相談所は障害福祉課が計画・実施する集団指導及び実地指導において、関係法令・通知等による適切な利用者支援について、虐待防止の取組み状況、個別支援計画の策定状況、苦情解決への取組み状況等を確認、指導している。

なお、障害者支援施設・障害福祉サービス事業所に対する集団指導は中核市として指導権限を有する高松市と合同で開催している。

2 実施状況等

(1) 集団指導実施状況

障害福祉課がホームページに資料を掲載して、各事業所等に周知した。

(2) 実地指導実施状況

事業所種別	実施数
障害者支援施設	6
障害福祉サービス事業所	33
児童入所施設	4
障害児通所支援事業所	33
計	76